

青森県報

第千八百八十八号 平成十三年六月二十七日(水曜日)

目次

規則

- 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則………(税務課) …一
- 青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則………(農林水産課) …二
- 青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則………(團体経営課) …二
- 青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則………(構造政策課) …二
- 青森県県営住宅規則の一部を改正する規則………(建築住宅課) …二

公示

- 道路の供用の開始………(道路課) …三
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定………(同) …三
- 証紙売りさばき人の指定………(経理課) …三

公 告

- 学校におけるインターネット接続環境構築のための機器の購入に係る一般競争入札………(情報政策課) …三

- 青森県環境影響評価条例による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない旨の公表………(環境政策課) …五

- 肥料登録の失効………(農林水産課) …五
- 土地改良区の定款変更の認可………(農村整備課) …五
- 新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定………(同) …五
- 新規土地改良事業による払込み(口座振替による払込み)

- 県営土地改良事業計画変更の決定………(同) …六
- 建設業者の許可の取消し………(土木事務所) …六
- 右 同………(同) …六

公安委員会

- 青森県公安局委員会公印に関する規則………(総務課) …七
- 青森県公安局委員会文書管理規則………(同) …八

規則

青森県規則第六十三号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(口座振替による払込み)

第四条の二 納税者又は特別徴収義務者が徴収金を口座振替によつて納付し、又は納入する場合は、税目その他必要な事項を記載した申出書を県税事務所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十四号

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県肥料取締法施行細則（昭和二十五年九月青森県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十条第九項」を「第二十条第七項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十五号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第三号、第四号、第七号及び第八号中「年〇・六パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十三年五月十八日以後において利子補給承認のなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十六号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年三月青森県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年〇・六パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年五月十八日以後において利子補給承認のなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十七号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十三年五月十八日以後において利子補給承認のなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県県営住宅規則（昭和三十七年一月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表山田団地の項中「十四戸」を「二十一戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年七月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用期開始日
県道 名川階上線	三戸郡階上町大字鳥屋部字向山一八の二から 三戸郡階上町大字鳥屋部字下平八の一まで	平成二十三年六月二十七日

青森県告示第四百二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

道路の種類	路線名	区間
国道	二八〇号	青森市篠田二丁目一の二から一までの上り線
		青森市篠田二丁目一の二から一までの下り線
		青森市篠田二丁目一の二からの下り線

青森県告示第四百三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

公 告

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字長苗代字上中坪三五の一

三八五流通株式会社

二 指定年月日

平成十三年六月二十七日

三 売りさばき場所

八戸市江陽二丁目一〇の二六

入札

次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年六月二十七日

学校におけるインターネット接続環境構築のための機器の購入に係る一般競争入札

青森県知事 木村守男

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十一条及び第一百五十九条の規定による。

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
学校におけるインターネット接続環境構築のための機器 一式

二 納入期限

平成十三年十月十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第二百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十一年六月三十日青森県告示第四百七十四号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十二年一月二十六日青森県告示第五十号（物品等の競争入札参加資格）の規定により物品の購入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けている者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目一の

青森県企画振興部情報政策課情報化推進班

電話〇一七一七三四一九一五九

2 入札書の提出期限

平成十三年八月八日 午後四時四十五分
開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁西棟庁舎八階中会議室

(二) 日時

平成十三年八月十七日 午後一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

七 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行ない、かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県企画振興部情報政策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の納入機器等証明書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県企画振興部情報政策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該証明書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされないと判断した2の(一)の納入機器等証明書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

平成十三年五月二十八日

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Equipment for the Internet connectivity environmental construction in schools
(Is set)

2 Time limit for tender:

4:45 P.M. August 8, 2001

3 Contact point for the notice:

Information Policy Division,
Aomori Prefectural Government,
1-1-1 Nagashima,
Aomori City, Aomori 030-8570
Japan
Tel. 017-734-9159

青森県環境影響評価条例による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない旨の公表

青森県環境影響評価条例（平成十一年十一月青森県条例第五十六号）第四十七条の規定により、次の事業者に対し、同条例に定める手続を行うよう勧告したところ、当該事業者から当該勧告に従わない旨の回答があつたので、同条例第四十八条第一項の規定により次のとおり公表する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

一 事業者の名称及び住所

第一環境有限会社

北海道札幌市北区北一十六条西十五丁目11011

二 勧告を行つた日

平成十三年五月二十二日

三 勧告に従わないと回答があつた日

肥料登録の失効
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第一八六六号	消石灰	六〇・〇	アルカリ分	なし	井上石灰工業株式会社
青森県第二〇九九号	炭酸カルシウム肥料	五三・〇	アルカリ分	五三・〇	八戸市諏訪一丁目一五番五五号
青森県第二五七七号	消石灰	六五・〇	アルカリ分	六五・〇	井上石灰工業株式会社
青森県第三一三三号	消石灰	六〇・〇	アルカリ分	なし	井上石灰工業株式会社

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成十三年六月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

新規土地改良事業施行認可申請の適切の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する

同法第八条第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区が新たに行う野岸地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十三年六月二十八日から同年七月一十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、清水目地区の県営土地改良事業（防災ダム）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年六月二十八日から同年七月一十六日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

野辺地町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条第一項第四号の規定により公告する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社 秀明商事

二 氏名 秋山正司

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家三丁目七番地二五

四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一六〇一二四号

五 取消年月日 平成十三年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年五月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十七日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 下沢住宅サービス

二 氏名 下沢忠

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仮字神平五の六三

四 許可番号 青森県知事許可（般一一一）第一七〇六三二号

五 取消年月日 平成十三年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となつた事実

平成十三年五月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、理由により確認された。このこととが、建設業法第一十九条第一項第四号の規定に該当する。

別表(第2条関係)

印番号	形式	寸法(ミリメートル) 字體
1	青森県公安委員会委員長之印	正方形 30平方 古印体、てん書体
2	青森県公安委員会之印	正方形 10平方、30平方 古印体、てん書体
3	会之印 青森県 公安委員會	正方形 10平方、30平方 古印体、てん書体
4	青森県 公安委員會	長方形 縦9、横11 楷書体、角ゴシック体
5	青森県 公安委員會	円形 直径28、20 てん書体、角ゴシック体

青森県公安委員会文書管理規則をここに公布する。

平成十三年六月二十七日

青森県公安委員会規則第十一号

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

青森県公安委員会文書管理規則

(目的)

第一条 この規則は、青森県公安委員会（以下「委員会」という。）が行う行政文書の管理に必要な事項を定めることにより、行政文書の適正な管理を確保し、もつて事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「行政文書」とは、委員会の委員長及び委員並びに青森県警察本部警務部総務課公安委員会補佐官（以下「補佐官」という。）及び公安委員会係の職員（以下「係員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書であって、これらの者が組織的に用いるものとして、委員会が保有しているものをいう。

（委員会の保有する行政文書）

第三条 委員会が保有する行政文書は、次のとおりとする。

- 一 委員会の会議録（委員会の会議に提出された行政文書であって、委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
- 二 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第四十三条の二に規定する事務に関する行政文書
- 三 警察法第七十八条の二に規定する事務に関する行政文書
- 四 その他委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

(行政文書分類表)

第四条 行政文書については、当該行政文書に係る事務の性質、内容等に応じ分類することができるようとするため、別記様式の行政文書分類表を作成するものとする。

- 2 前項の行政文書分類表については、必要と認める場合にはその改定を行うものとする。
- 3 行政文書分類表の作成及び改定は、第十四条の文書管理責任者が行う。

(行政文書の作成)

第五条 委員会の意思決定に当たっては行政文書を作成するものとし、事務の実績については行政文書を作成するものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

- 一 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合
- 二 処理に係る事案が軽微なものである場合

- 2 前項第一号に規定する場合にあっては、事後に行政文書を作成するものとする。

(行政文書の保存の方法)

第六条 行政文書は、委員会が行政文書以外のものと区分して保存期間が満了する日まで適切に管理し、保存するものとする。

2 行政文書（保存期間が一年以上のものに限る。）は、単独で管理することが適當なものを除き、第四条第一項に規定する行政文書分類表に従って、編さんするものとする。

(行政文書の保存期間)

第七条 行政文書については、次条に規定する起算日から、次の表の上欄に掲げる行政文書の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間が経過する日までの間、保存しなければならない。

第三条第一号に規定する行政文書	永年
第三条第一号に規定する行政文書	五年
第三条第三号に規定する行政文書	五年
第三条第四号に規定する行政文書	永年、十年、五年、三年又是一年 うち、委員会が必要と認めて定める期間

第八条 行政文書（保存期間が一年未満である行政文書（以下「一年未満文書」といいう。）を除く。）の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年（会計に関する文書等会計年度により管理することが適當な行政文書については、当該行政文書を作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度）の初日から起算するものとする。

2 一年未満文書の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日から起算するものとする。この場合において、当該保存期間を行政文書の余白等に明示するものとする。

(保存期間の延長)

第九条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまで

二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの

当該訴訟が終結するまでの間

三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間

四 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号。以下「条例」という。）第五条の規定による開示の請求があつたもの 条例第十一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

第十一条 委員会は、保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

(行政文書の廃棄)

第十二条 保存期間（前二条の規定により保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次条において同じ。）が満了した行政文書については、行政文書の内容及び記録媒体に応じた方法により廃棄するものとする。この場合において、当該行政文書の情報が漏えいしないよう適切な措置を講ずるものとする。

(保存期間満了前の廃棄)

第十三条 委員会は、特別の理由があるときは、保存期間が満了する前に行政文書を廃棄することができる。

2 前項の規定に基づき保存期間が満了する前に行政文書を廃棄する場合は、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しな

ければならない。

(行政文書の閲覧及び貸出し)

第十四条 次条の文書管理責任者は、必要があると認める場合は、行政文書を補佐官及び係員以外の青森県警察職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

(文書管理責任者)

第十五条 委員会に、文書管理責任者を置き、補佐官をもつて充てる。

2 文書管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

- 1 行政文書の管理に関する定め等の整備
- 2 行政文書分類表の整備

三 行政文書の保存期間の延長又は廃棄その他行政文書の適正な管理の実施

(文書管理担当者)

第十五条 委員会に、文書管理担当者を置き、文書管理責任者が指名する係員をもつて充てる。

2 文書管理担当者は、文書管理責任者を補佐するものとする。

(附 則)

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

別記様式（第4条関係）
（行政文書分類表）

青森市長島二丁目一番一号	青森市古川二丁目一七番五号
青 森 県	東 奥 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭